

【件名】

中野区災害により死亡した区民のパートナーシップ関係の相手方に対するパートナー弔慰金の支給制度の新設について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

災害により区民が死亡した場合、同性パートナーを配偶者と同等とし、弔慰金の受給対象とする制度を新設する。

1 パートナーシップ弔慰金の新設

（1）名称

（仮称）「中野区災害により死亡した区民のパートナーシップ関係の相手方に対するパートナー弔慰金の支給制度」

（2）概要

ア 災害を起因として亡くなった方の遺族の経済的な負担を軽減し、生活再建を支援する制度である「中野区災害弔慰金の支給等に関する条例」では、同性パートナーを支給対象としていないことから、同性パートナーを配偶者と同等とし、弔慰金の支給対象者とする。

イ 支給額は、災害弔慰金の支給額に準じた額とする。

（5,000 千円、又は 2,500 千円）

ウ 支給方法は、一時金とする。

エ 財源は、全額区の一般財源とし、補正予算等により対応する。

2 施行日

令和 7 年 1 月 1 日

別表

	災害弔慰金	パートナー弔慰金（案）
支給対象者	死亡した区民の死亡時における関係が以下の者 ① 配偶者（事実婚含む）、子、父母、孫、祖父母 ② 兄弟姉妹	① パートナーシップ関係の相手方
支給要件	① 住所要件なし ② 扶養要件なし ※兄弟姉妹は、死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限り、かつ配偶者、子、父母、孫、祖父母が不存在の場合	① 住所要件なし ② 扶養要件なし ③ 該当区民が死亡当時、パートナーシップ関係にあることを証すること
支給制限	① 区民の死亡が当該区民又は相手方の故意又は重大な過失により生じた場合	① 区民の死亡が当該区民又は相手方の故意又は重大な過失により生じた場合 ② 災害弔慰金が死亡した区民の遺族に支給されている場合
支給方法	一時金	一時金
支給額	① 死亡者が生計を主として維持していた場合 ５００万円 ② その他の場合 ２５０万円	災害弔慰金に準じた支給額 ① 死亡者が生計を主として維持していた場合 ５００万円 ② その他の場合 ２５０万円
財源	国：１／２、都：１／４、区：１／４	全額区の一般財源